

十三条の見出し中「附則第五十五条第一項」とあるのは、「附則第五十五条第一項及び第六十四条」と、同条中「附則第五十五条第一項」とあるのは、「附則第五十五条第一項及び次条」と、^ホ「一時借入金金の利子」とあるのは、^ハ「自賠法附則第七項の規定による保険料等充当交付金（以下この節諸費）」とあるのは、^ト「一時借入金金の利子」に属する。^ニと、並びに自賠法附則第四項の自動車事故対策計画において「保険料等充当交付金」といふ。）

基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助（以下この節において「自動車事故対策計画に基づく交付等」といふ。）とあるのは、「自賠法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助（以下この節において「自動車事故対策計画に基づく交付等」といふ。）並びに保険料等充当交付金の交付」と及び自動車損害賠償責任再保険事業等とあるのは、「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付」とする。^{（法律の廃止）}

第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）
- 二 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）
- 三 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）
- 四 森林保険特別会計法（昭和十二年法律第二十六号）
- 五 厚生保険特別会計法
- 六 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）
- 七 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）
- 八 国有林野事業特別会計法
- 九 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）
- 十 国庫余剰金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）
- 十一 国立高度専門医療センター特別会計法（昭和二十四年法律第九十号）
- 十二 貿易再保険特別会計法
- 十三 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）
- 十四 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）
- 十五 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）
- 十六 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三十三号）
- 十七 自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三十四号）
- 十八 国営土地改良事業特別会計法（昭和三十一年法律第七十一号）
- 十九 特定国有財産整備特別会計法（昭和三十一年法律第十六号）
- 二十 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）
- 二十一 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）
- 二十二 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）
- 二十三 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）
- 二十四 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）
- 二十五 都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）
- 二十六 地震再保険特別会計法（昭和四十一年法律第七十四号）
- 二十七 石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法
- 二十八 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）
- 二十九 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）

三十 電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）

三十一 特許特別会計法

三十二 登記特別会計法（昭和六十年法律第五十四号）

（暫定的に設置する特別会計）

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

- 一 財政融資資金特別会計 平成十九年度
- 二 産業投資特別会計 平成十九年度
- 三 都市開発資金融通特別会計 平成十九年度
- 四 治水特別会計 平成十九年度
- 五 道路整備特別会計 平成十九年度
- 六 港湾整備特別会計 平成十九年度
- 七 空港整備特別会計 平成十九年度
- 八 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十九年度
- 九 自動車検査登録特別会計 平成十九年度
- 十 国営土地改良事業特別会計 平成十九年度
- 十一 特定国有財産整備特別会計 平成二十一年度
- 十二 国立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度
- 十三 船員保険特別会計 平成二十一年度
- 十四 登記特別会計 平成二十二年
- 2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次条から附則第二百六条までに定めるとおりとする。
- 3 第一項各号に掲げる特別会計（附則第二百三十一條第一項の規定による場合における食料安定供給特別会計及び附則第二百三十五條第一項の規定による場合における財政投融資特別会計を含む。）に対する第三條第二項第六号、第六條、第八條第一項、第九條第二項第四号、第十三條第一項、第十五條第一項ただし書及び第五項並びに第十八條第一項の規定の適用については、これらの規定中「次条」とあるのは、「附則第六十八條から第二百五十九條まで」とする。
- （財政融資資金特別会計の設置の目的）
- 第六十八条 財政融資資金の運用に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において行うものとする。
- （財政融資資金特別会計の管理）
- 第六十九条 財政融資資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
- （財政融資資金特別会計の歳入及び歳出）
- 第七十条 財政融資資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
 - イ 財政融資資金の運用利殖金
 - ロ 借入金及び公債の発行収入金
 - ハ 財政融資資金からの受入金
 - ニ 積立金からの受入金
 - ホ 附則第七十九條第一項の規定による取引に基づく収入金
 - ヘ 附則第八十條第一項各号に係る措置に基づく収入金
 - ト 繰替金（附則第八十一條第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）
- チ 附属雑収入